

国民年金保険料について！

●免除・若年者納付猶予

申請時期	対象年度	申請対象期間
7月1日から7月31日まで	平成20年度	平成20年7月分～平成21年6月分
	平成21年度	平成21年7月分～平成22年6月分
8月1日から 平成22年6月30日まで	平成21年度	平成21年7月分～平成22年6月分
	平成22年度	平成22年7月分～平成23年6月分

※7月中の申請は、2年度にわたる申請が可能です。2年度にわたる申請を希望される場合は、申請書を2枚提出いただきます。

※若年者納付猶予の申請対象期間は、上記表の申請対象期間内に30歳到達するときはその前月までとなります。

※平成20年4月1日から平成21年3月31日の期間に退職された方が退職（失業）による特例を申請される場合は、平成22年3月31日までに申請書の提出が必要です。

●学生納付特例

申請時期	対象年度	申請対象期間
平成22年4月30日まで	平成21年度	平成21年4月分～平成22年3月分

保険料の追納をおすすめします！

国民年金には、追納という制度があり、10年以内なら免除等を受けた期間の保険料を納めることができます。追納をされることにより、老齢基礎年金の年金額に算入されます。また、免除等が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めにされることをおすすめします。

お問い合わせ先 四日市社会保険事務所 353-5513
町民福祉課 377-5653

免除・若年者納付猶予
および学生納付特例の
申請時期と申請対象期間は？



創業大正元年 熟練の技でおこたえます

お子様、お孫様の帰省シーズンが近づいてまいりました。
ぜひお部屋の畳を新調して気持ちよくお迎えください。

表替え 6,300円(税込・1畳)より

ご質問などお気軽にどうぞ！
(通話料無料)

0120-930-662

有限会社 石川畳店

510-0082 四日市市中部 13-7

(国道1号線沿い。旧弥生館前)



有料広告掲載欄